

# 参考資料

# 目次

(ページ番号)

目次	1
----	---

<u>企業年金の現状</u>	2
----------------	---

<u>企業年金の性格</u>	23
----------------	----

<u>企業年金に対する税制</u>	27
-------------------	----

<u>確定拠出年金</u>	37
---------------	----

<u>確定給付企業年金</u>	50
-----------------	----

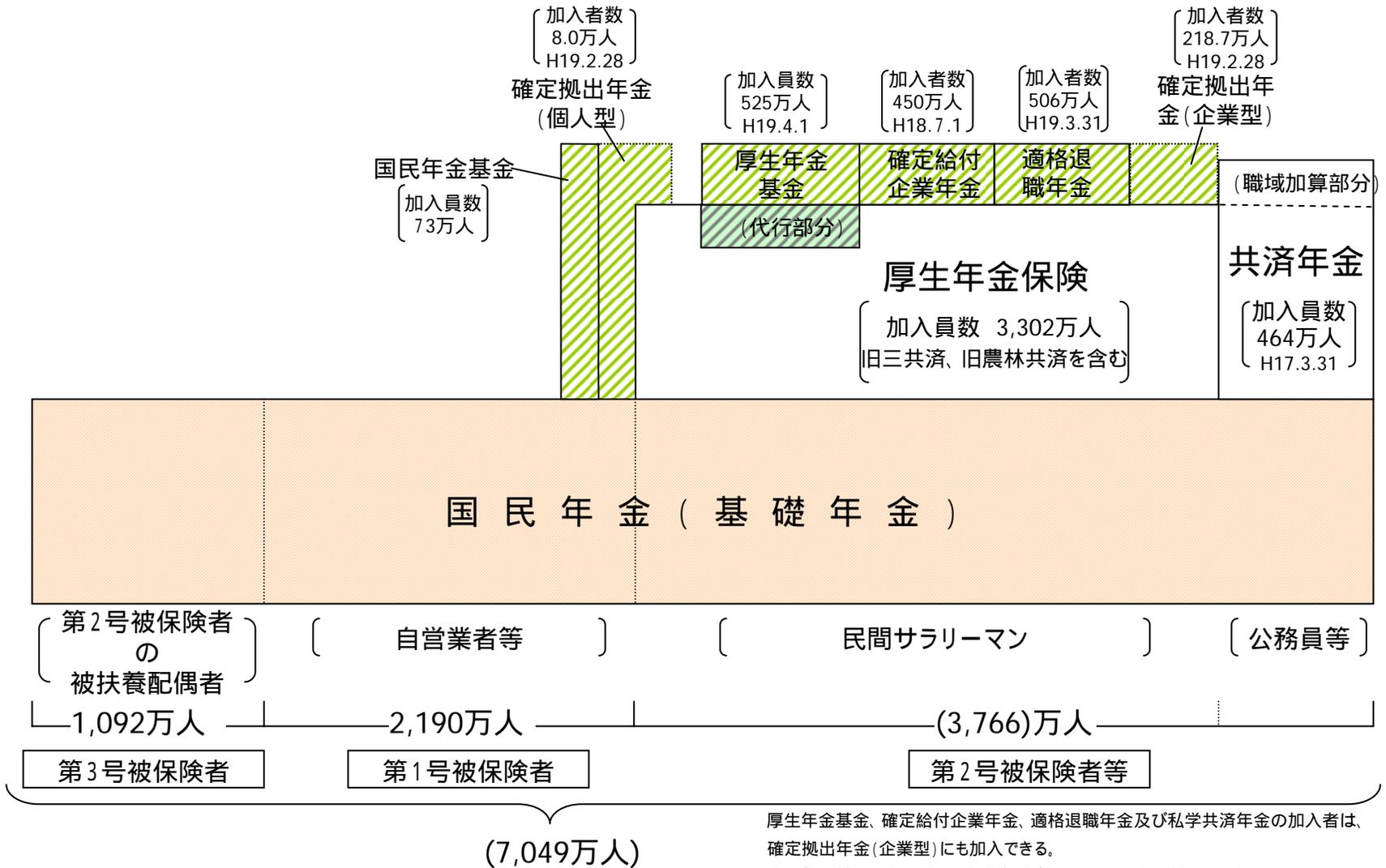
<u>企業年金のリスク管理</u>	54
-------------------	----

# 企業年金の現状

---

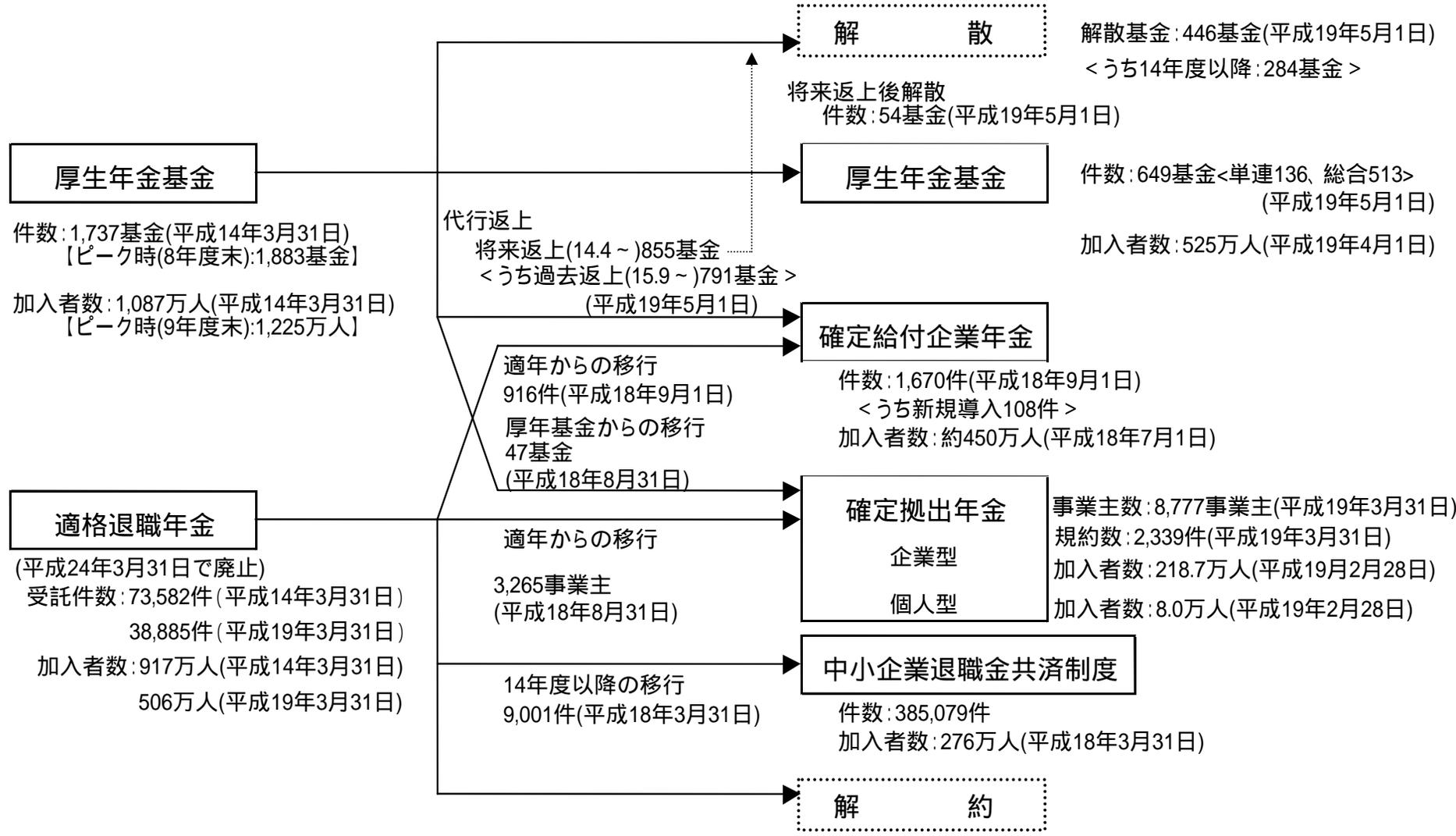
# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。  
 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。  
 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。  
 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)  
 ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

# 企業年金等の状況



# 日本の年金・退職金制度の沿革(1)

	公的年金	企業年金・退職金
昭和		
16	労働者年金保険法制定	
19	厚生年金保険法に改称	
29	29年改正(全面改正) ・定額、報酬比例の2本建て ・男子60歳、女子55歳支給	20年代以降企業において 退職一時金制度が発達
34	国民年金法制定(無拠出制)	中小企業退職金共済法制定 特定退職金共済制度発足
36	国民年金制度施行(拠出制)	
37		<u>適格退職年金制度発足</u>
40	40年改正:1万円年金	
41		<u>厚生年金基金制度発足</u>
44	44年改正:2万円年金	
46		勤労者財産形成促進法制定
48	48年改正 ・物価スライド制、賃金再評価制度導入、5万円年金	
60	60年改正:基礎年金の導入	

63		・厚生年金基金の努力目標水準の制定 ・厚生年金基金連合会の加算年金通算事業、支払保証制度の実施
平成		
元	元年改正:完全自動物価スライド方式の導入	
3		国民年金基金制度発足
6	6年改正 ・可処分所得スライド制の導入 ・定額部分の支給開始年齢引上げ	・厚生年金基金の免除保険料率複数化
9		・厚生年金基金の非継続基準による財政検証、時価基準による資産評価の導入、5:3:3:2規制の完全撤廃
11		・厚生年金基金の免除保険料率及び最低責任準備金の凍結

# 日本の年金・退職金制度の沿革(2)

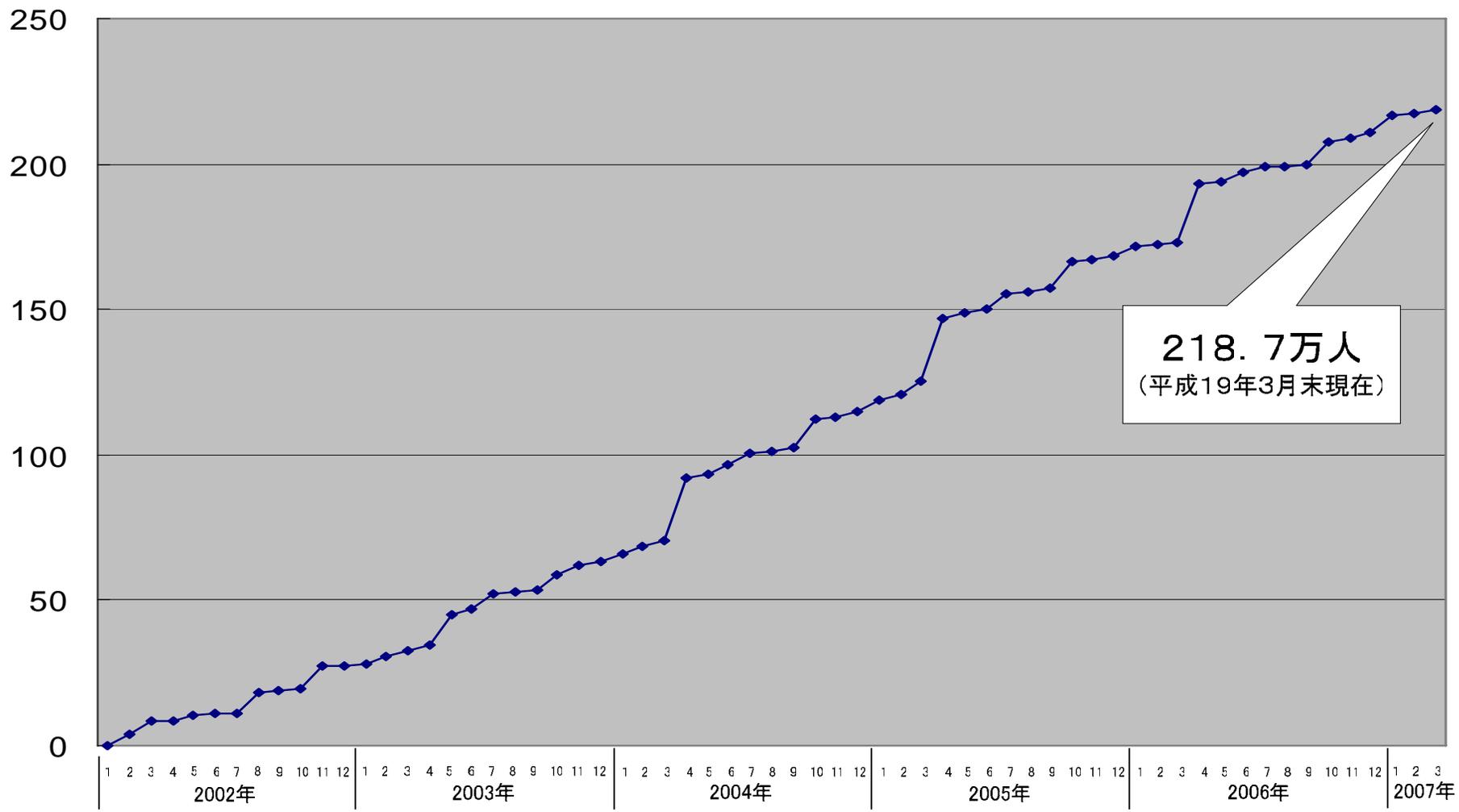
	公的年金	企業年金・退職金
12	12年改正 ・給付水準の5%適正化 ・報酬比例部分の支給開始年齢引上げ	
13		<u>確定給付企業年金法制定</u> <u>確定拠出年金法制定</u> 受給権の保護、労働移動に対するより柔軟な対応、制度選択の幅の拡大
14		代行返上(将来期間分)開始 厚生年金基金の運営の弾力化(キャッシュバランスプランの導入等)
15		厚生年金基金の運営の弾力化 ・積立水準の回復計画の期間延長等 代行返上(過去期間分)開始

		厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化 ・財政検証に係る予定利率の見直し ・給付減額手続きの明確化等
16	16年改正 ・保険料水準固定方式の導入 ・マクロ経済スライドの導入 ・基礎年金国庫負担割合の引上げ ・積立金の活用	・免除保険料率の凍結解除等 ・ <u>企業年金のポータビリティの確保</u> ・ <u>確定拠出年金拠出限度額引上げ、中途脱退の要件緩和</u>

# 確定拠出年金制度の実施状況

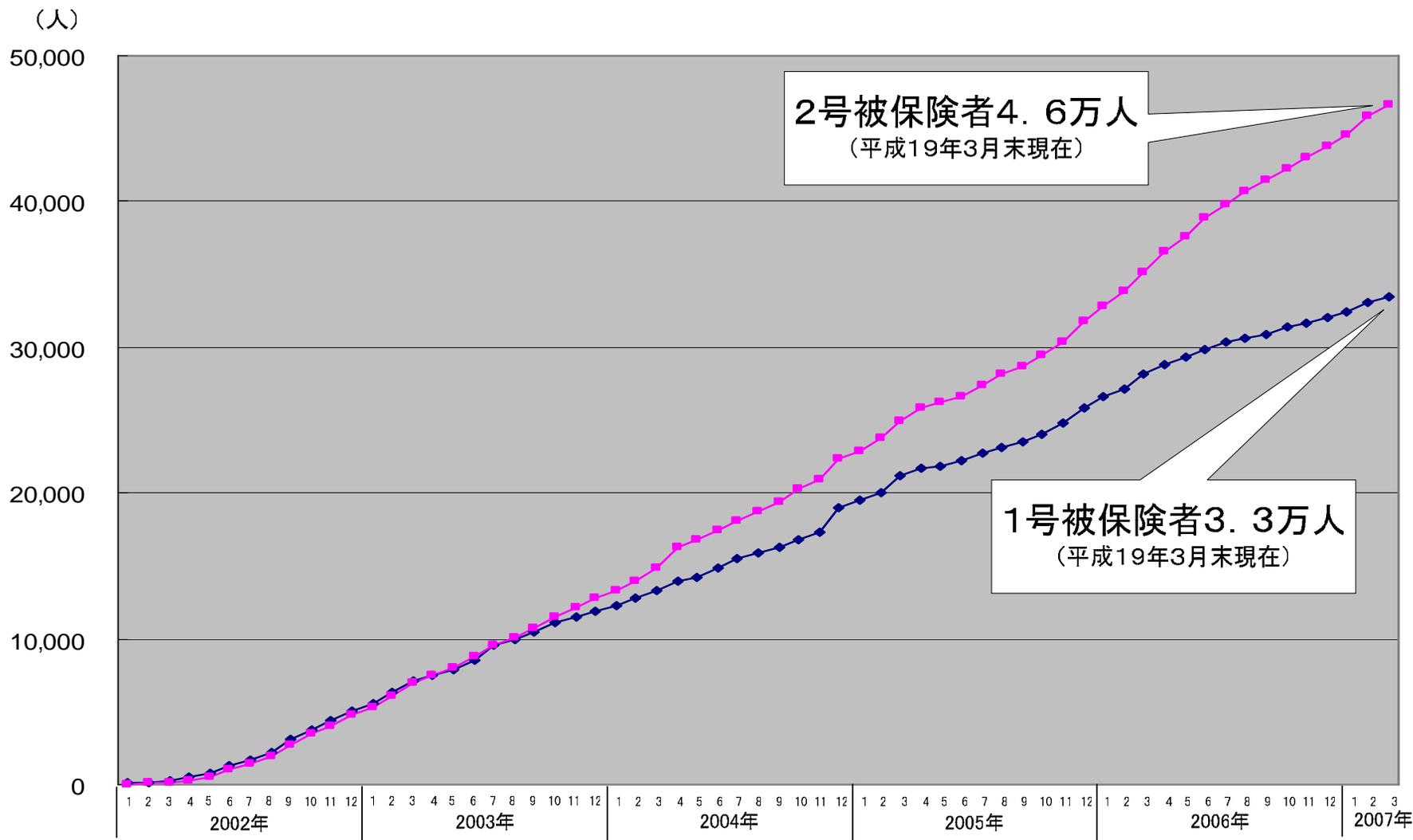
## (1) 企業型の加入者数の推移

(万人)



218.7万人  
(平成19年3月末現在)

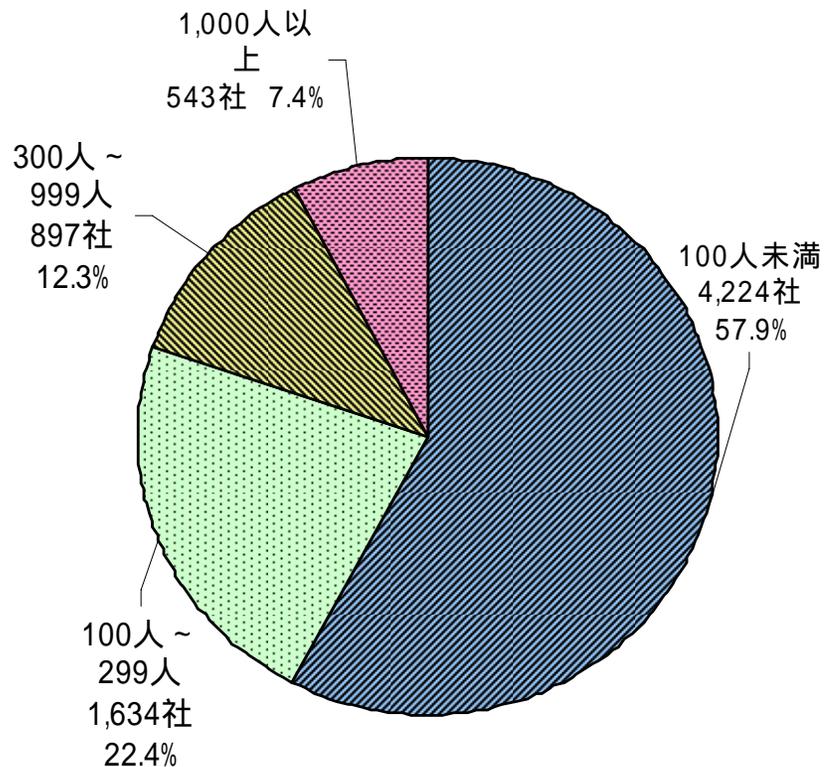
## (2) 個人型の加入者数の推移



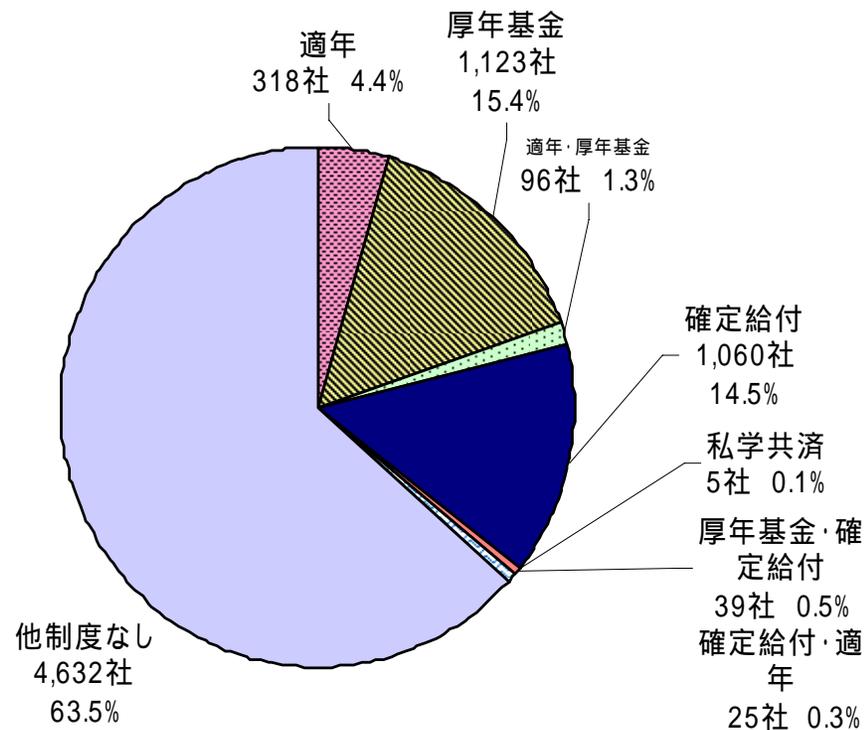
# 企業型確定拠出年金の実施状況

## (1) 従業員規模、他の企業年金の実施状況

### 企業型実施企業の従業員規模割合



### DC導入企業における他の企業年金の実施状況

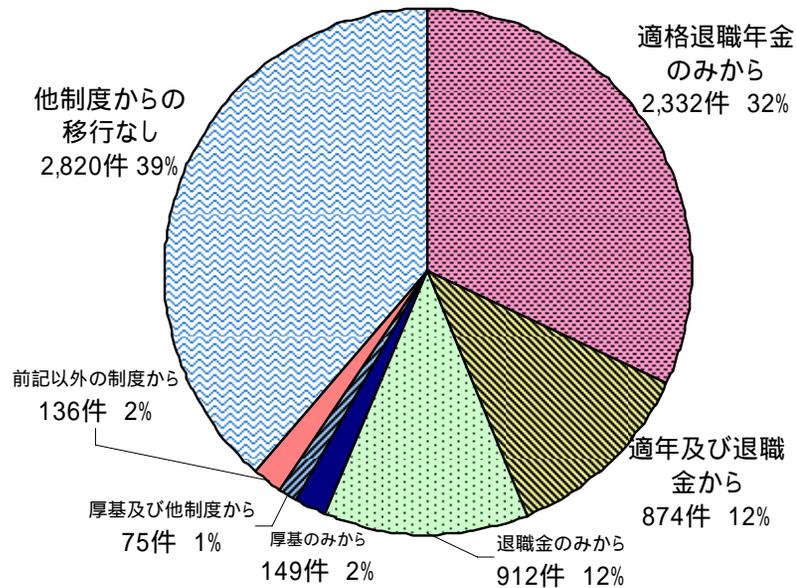


実施事業所 7,298事業所  
(平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

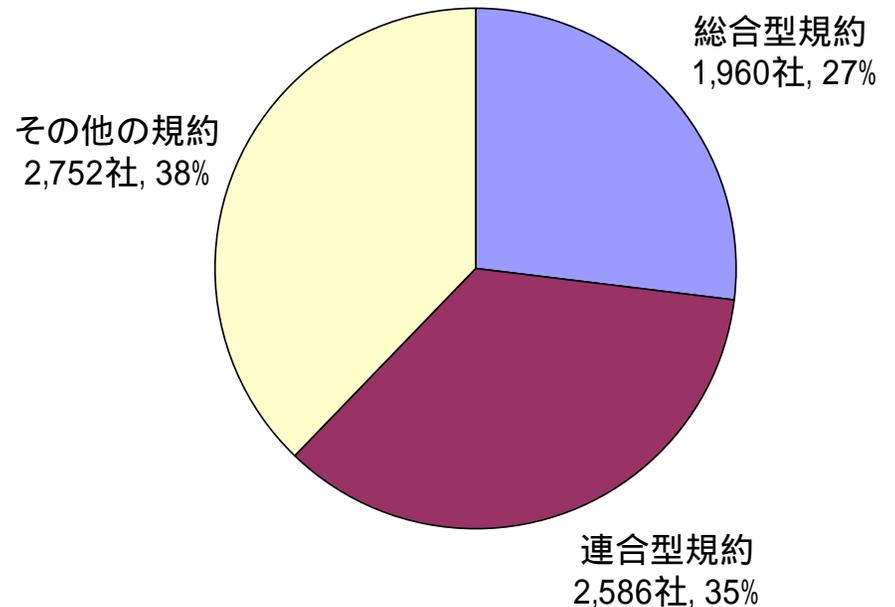
# 企業型確定拠出年金の実施状況

## (2) 他の制度からの移行状況、規約の種類

### 他の制度からの移行状況



### 規約の種類



(注) 総合型規約・・・総合型という名称の入っている規約  
連合型規約・・・連合型またはグループ型という名称の入っている規約

(平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

(平成18年3月末現在 厚生労働省年金局調べ)

# 企業型確定拠出年金の実施状況

## (3) 掛金の状況

### (1) 掛金の状況

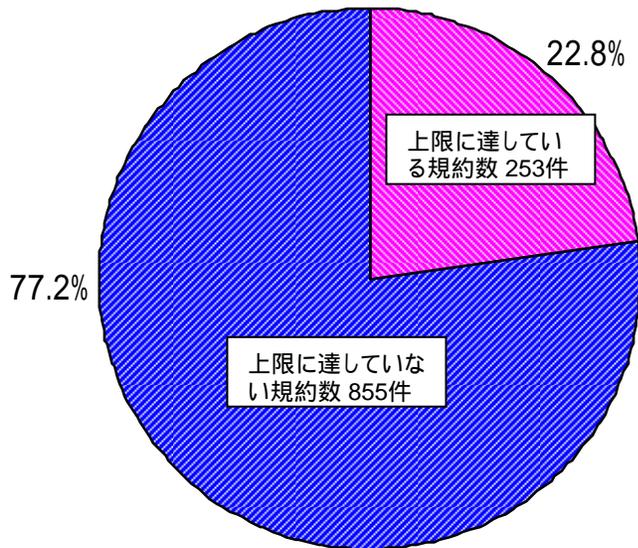
平均掛金額(円/月額) 11,217円

個人別管理資産合計金額約2兆1,195億円

(注)平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

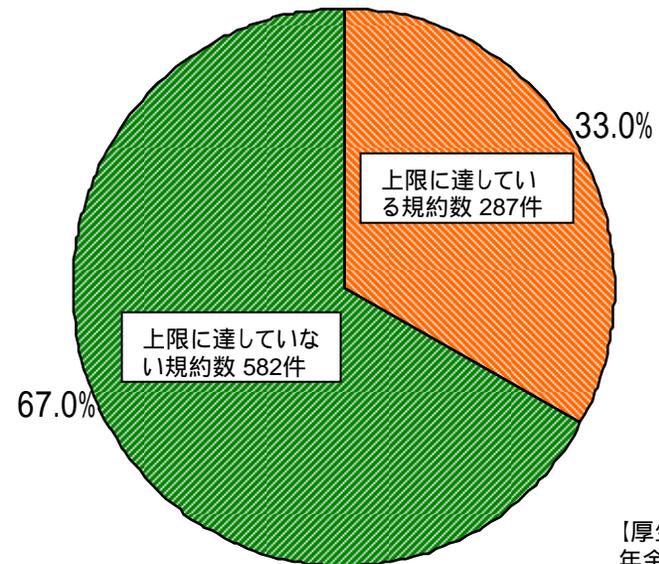
### (2) 企業型年金規約において掛金の上限が拠出限度額に達している割合 (平成18年7月末現在)

【他の企業年金がない場合】



他の企業年金がない規約数 1,108件

【他の企業年金がある場合】



他の企業年金がある規約数 869件

【厚生労働省  
年金局調べ】

# 企業型確定拠出年金の実施状況

## (4) 運用商品の状況

### 運用商品の状況

運用商品(品目数)

	300人未満	300人以上	全体
平均	13	16	14
最多	42	45	45
最小	3	4	3

運用商品の内訳(平均品目数)

商品類型	300人未満	300人以上	全体
預貯金	1.3	2.1	1.7
信託	0.3	0.5	0.4
有価証券	9.4	10.8	10.1
生保・損保	1.7	2.1	1.9

信託: 金銭信託

有価証券: 金銭信託以外の証券投資信託等

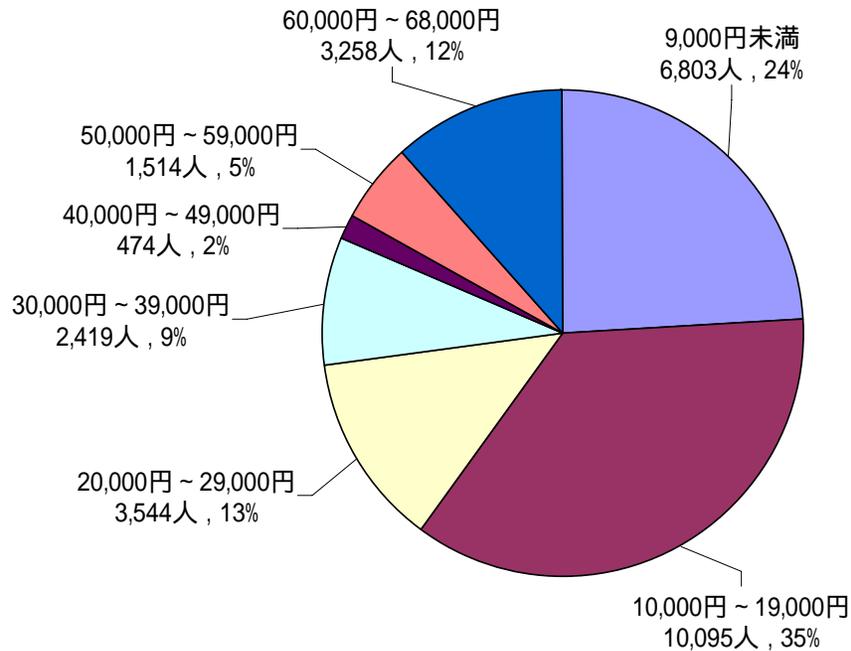
運用商品の残高割合(%)

商品類型	合計	企業型	個人型
預貯金	41.2	40.9	47.6
信託	1.3	1.3	0
有価証券	38.9	39.1	34.8
生保・損保	18.6	18.7	17.6
計	100	100	100

(注) 平成17年度運営管理機関業務報告書に基づき集計

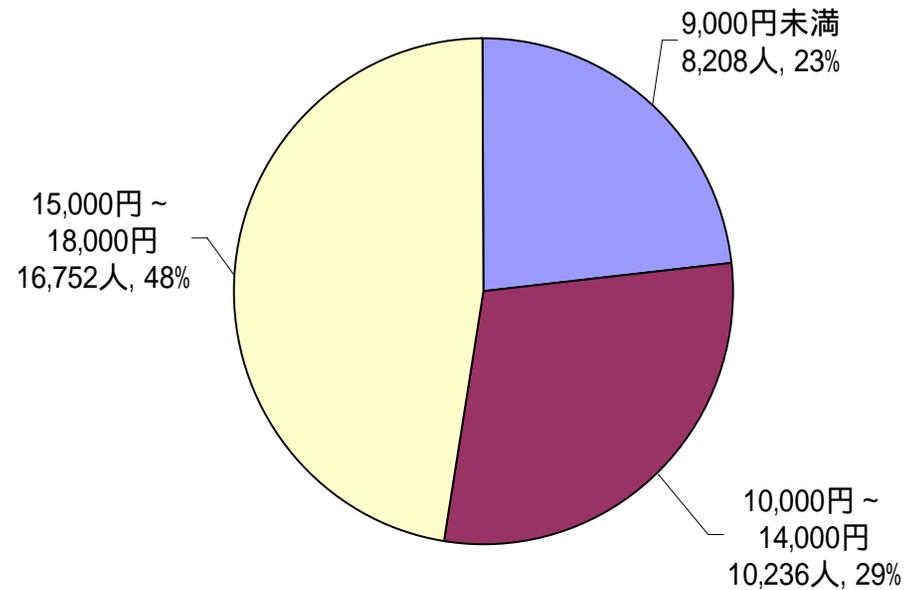
# 個人型確定拠出年金の掛金の状況

## 第1号被保険者



掛金平均額 21,637円

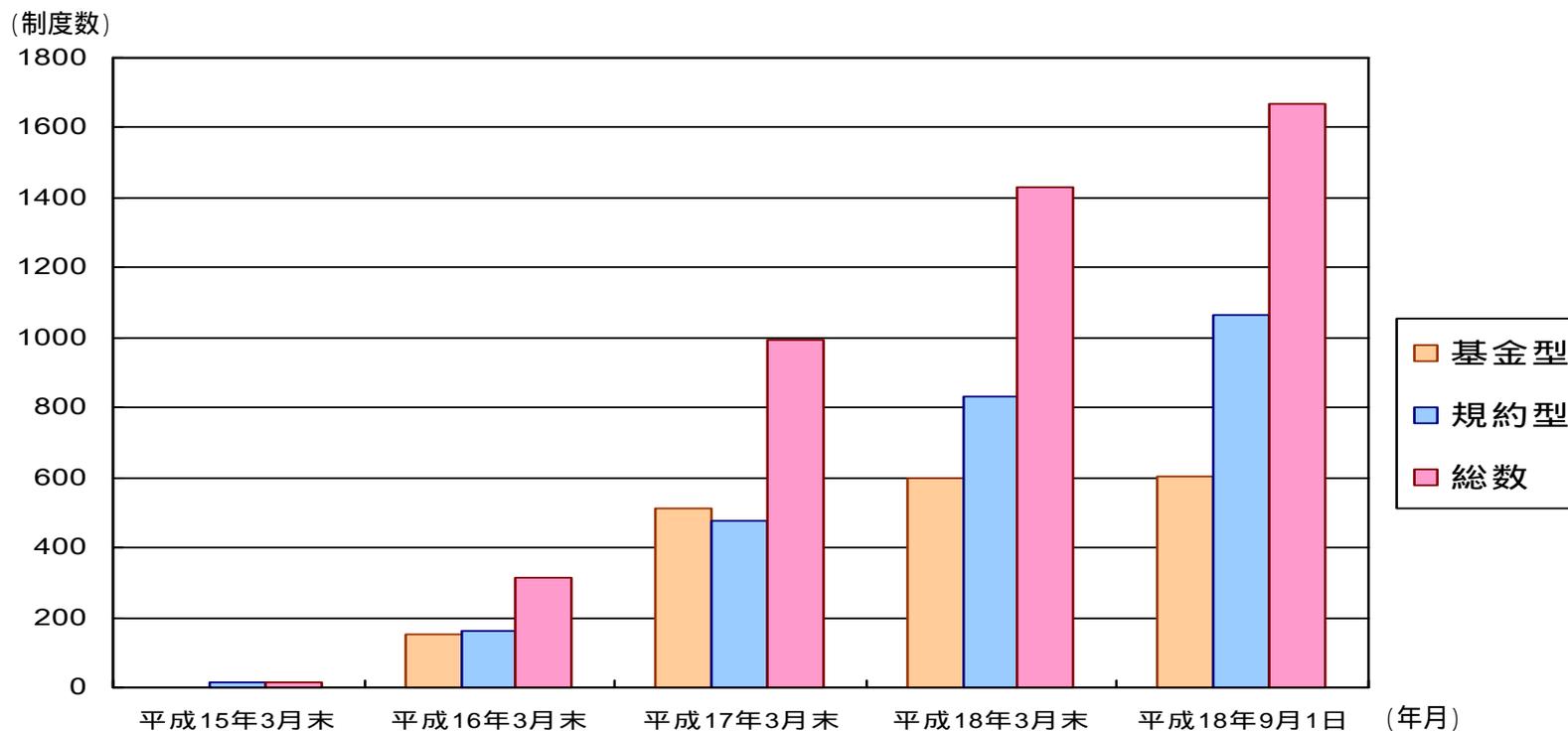
## 第2号被保険者



掛金平均額 12,053円

(平成18年3月末現在 国民年金基金連合会調べ)

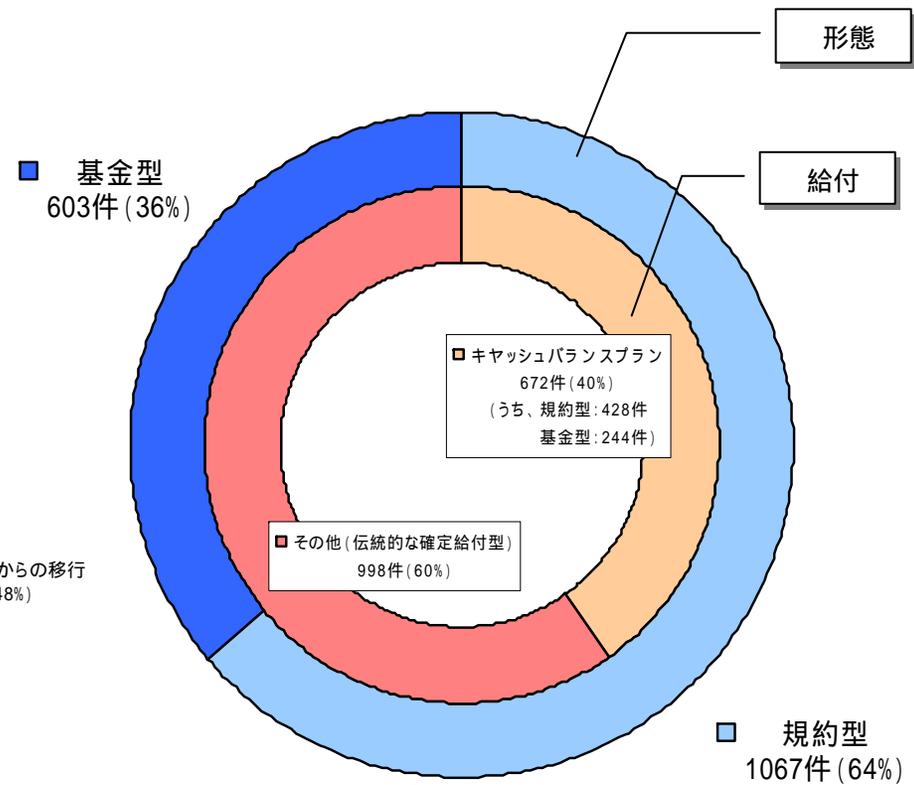
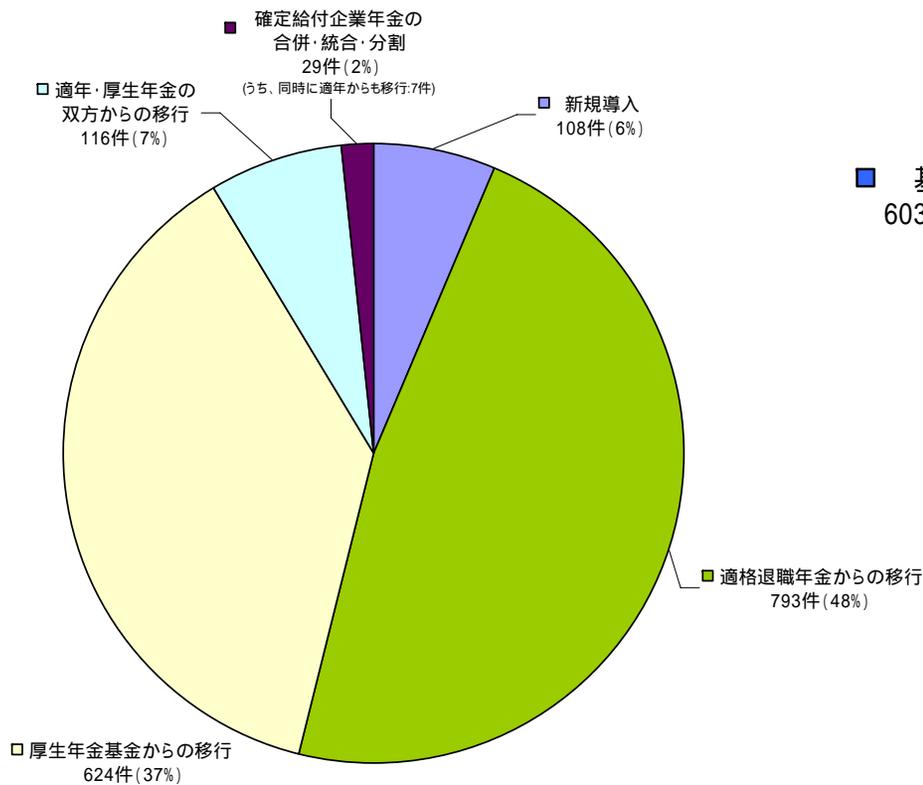
# 確定給付企業年金の実施状況



	基金型	規約型	総数(件)
平成15年3月末	0	15	15
平成16年3月末	152	164	316
平成17年3月末	514	478	992
平成18年3月末	597	833	1,430
平成18年9月1日	603	1,067	1,670

【厚生労働省  
年金局調べ】

# 確定給付企業年金の承認・認可状況



(平成18年9月1日現在 1,670件) 《注1》

【厚生労働省年金局調べ】

《注1》 承認・認可数は合併・統合後の実在数(実際の承認・認可数は 1,730件)  
 《注2》 “キャッシュバランスプランの件数については、いわゆるキャッシュバランスプラン類似制度や、キャッシュバランスプランと伝統的な確定給付型との組合せも含む

# 厚生年金基金の実施状況

## (1) 設立形態(平成19年5月1日現在)

( )内は平成17年6月末現在

	基金数	事業所数	加入員数(千人)
総数	649	129,000	5,250
単独型	59	(662)	(294)
連合型	78	(2,877)	(957)
総合型	513	(131,190)	(4,682)

【企業年金連合会調べ、事業所数、加入員数は19.4.1時点推計】

【( )内は「厚生年金基金事業概況(平成17年度第1四半期報告書)より」】

## (2) 厚生年金基金数、加入員数及び資産額の推移

年度	基金数	加入員数(千人)	資産額(兆円)
5	1,804	11,919	35.4
6	1,842	12,051	38.4
7	1,878	12,130	41.8
8	1,883	12,096	45.0
9	1,874	12,254	50.1
10	1,858	12,002	53.3
11	1,835	11,692	62.2
12	1,801	11,396	58.0
13	1,737	10,871	57.0
14	1,656	10,386	51.2
15	1,357	8,351	48.6
16	838	6,152	36.8
(参考) 18.4.1	685	5,300	-

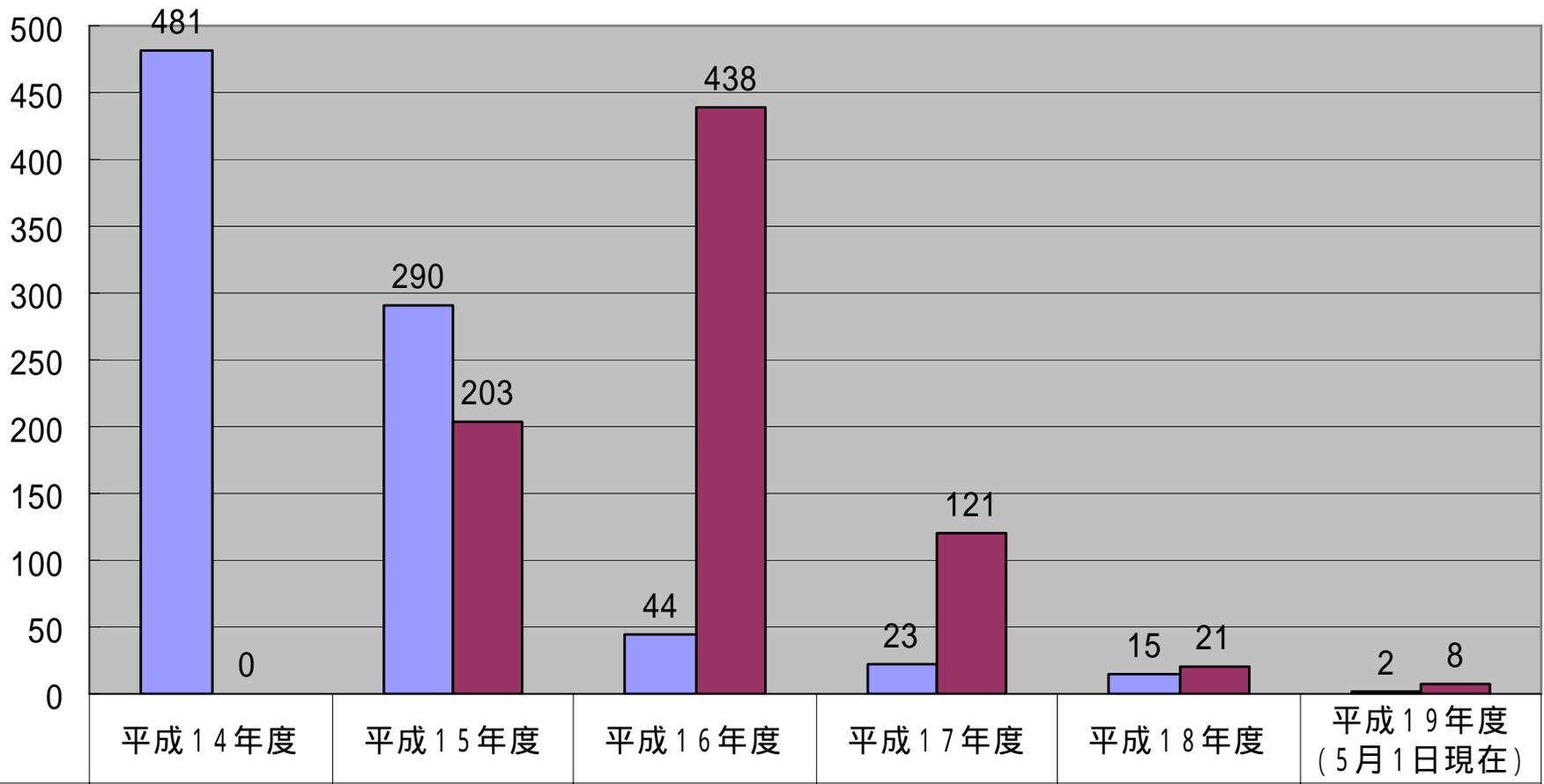
(注1) 資産額は連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

(注2) 数値は各年度末のものである。

【出典:「厚生年金基金の財政状況」】

【(参考)は企業年金連合会調べ、加入員数は推計】

# 代行返上の推移



将来返上	481	290	44	23	15	2
過去返上	0	203	438	121	21	8

# 厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

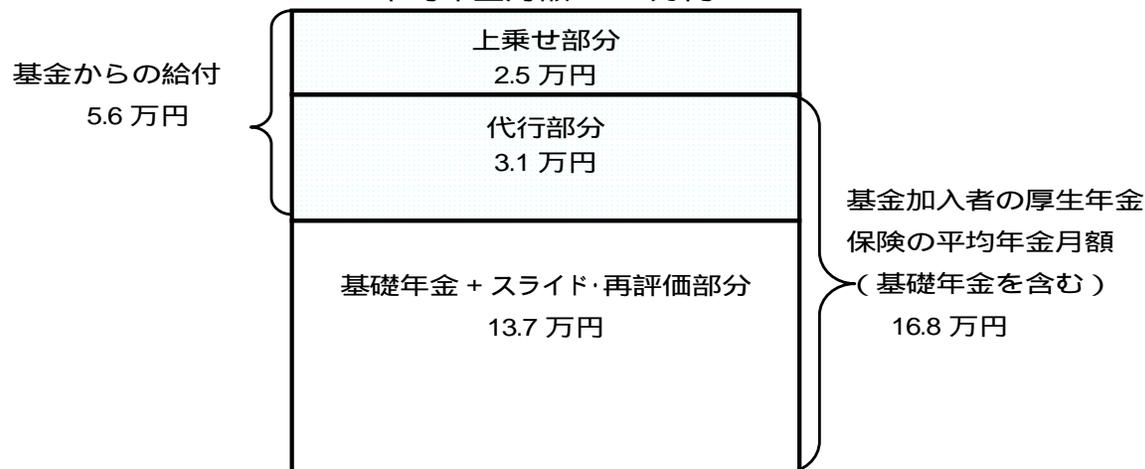
## (1) 厚生年金基金の解散数の推移

年度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	446
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	325
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	16	35	27	15	8	121

## (2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

<平成16年度末現在:月額>

平均年金月額: 19.3万円



(注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

# 厚生年金基金に係る資産構成割合

## 資産構成割合(年次推移)

(単位:%)

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
国内債券	22	21	21	23	20	21
転換社債	2	1	1	0	0	0
国内株式	36	34	32	26	28	29
外貨建債券	7	10	10	12	10	12
外貨建株式	18	18	20	16	15	18
一般勘定	11	11	12	14	11	8
その他	1	1	2	4	5	6
短期資金	3	2	3	4	10	6
合計	100	100	100	100	100	100

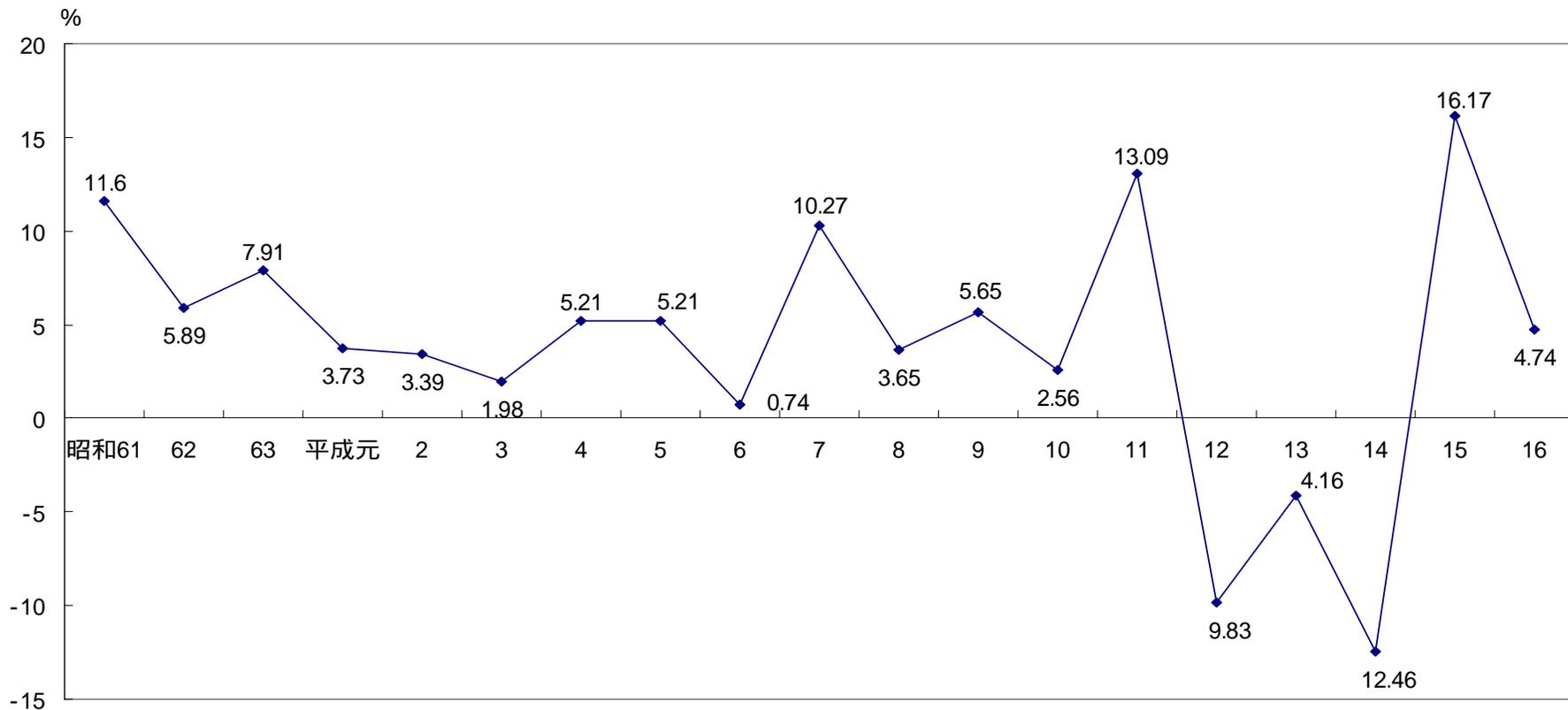
[出典:企業年金連合会「資産運用実態調査」]

(注1)それぞれの資産構成割合は、調査対象基金(全基金)合計の年度末資産総額に対する比率である。  
(平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の合計。)

(注2)「その他」は、オルタナティブ投資・不動産・貸付金等である。

# 厚生年金基金に係る修正総合利回りの推移

## 修正総合利回りの推移



【出典：企業年金連合会「資産運用実態調査」】

(注1) 平成14年度までは全基金の加重平均、平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の加重平均。

(注2) 修正総合利回り (%) = (総合収益 ÷ 期中平均残高) × 100

# 厚生年金基金と厚生年金本体の運用利回りの推移

年度	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54
厚生年金基金							9.02	9.22	9.58	9.57	9.51	8.99	8.39	8.54
厚生年金本体	6.41	6.47	6.46	6.45	6.46	6.47	6.47	6.38	6.60	6.93	7.03	7.13	7.00	6.88

年度	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5
厚生年金基金	8.72	8.88	8.95	9.07	9.20	9.25	9.75	9.35	8.53	7.48	6.85	5.71	4.15	4.36
厚生年金本体	7.06	7.25	7.22	7.20	7.17	7.16	7.11	6.77	6.29	5.94	5.90	5.97	5.82	5.52

年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
厚生年金基金	3.21	3.51	2.64	5.74	2.49	13.09	9.93	4.34	12.74	16.59	4.69	
厚生年金本体	5.34	5.24	4.99	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73	6.82

年 度	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
最低責任準備金に付利する率	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73	6.82

(注1) 厚生年金基金の利回りは、平成8年度までは簿価基準、平成9年度以降は時価基準である。

(注2) 厚生年金本体の利回りは、平成12年度までは預託分の実績、平成13年度以降は、預託分及び寄託分の実績である。

# 厚生年金基金の財政状況

## 財政状況

	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16
剰余のあった基金	885 (47%)	640 (34%)	781 (42%)	559 (30%)	1,505 (82%)	159 (9%)	96 (6%)	87 (5%)	467 (34%)	426 (51%)
不足のあった基金	988 (53%)	1,238 (66%)	1,093 (58%)	1,299 (70%)	329 (18%)	1,642 (91%)	1,640 (94%)	1,569 (95%)	890 (66%)	411 (49%)
計	1,873	1,878	1,874	1,858	1,834	1,801	1,736	1,656	1,357	837

【出典：「厚生年金基金の財政状況」】

(注1) 当年度剰余金又は当年度不足金を処理した後のもので集計している。また、移行調整金残高は不足金に含めて集計した。

(注2) 平成9年度から決算方法が変更されたため、平成8年度以前の決算については、可能な限り平成9年度以降の決算方法に合わせて再集計したものを計上している。

(注3) 平成8年度までは簿価基準、平成9年度からは時価基準である。

(注4) ( )内の数値は、構成割合である。

(参考) 剰余(別途積立金)の合計額 : 1兆3,930億円

不足(繰越不足金と移行調整金残高)の合計額 : 1兆4,390億円

基金全体(剰余の合計額と不足の合計額の差)でみた不足の合計額 : 460億円

# 企業年金の性格

---

## 企業年金制度の制定の経緯(厚生年金基金及び適格退職年金)

昭和20年～30年代においては、厚生年金保険法の改正に際し、経済界から、厚生年金保険と退職金の調整を図るべきとの指摘がなされた。

他方、企業においては、賃金上昇等に伴う退職金の増加が見込まれる中で、資金の平準化の観点から、企業年金制度に対する要望が高まり、昭和37年に適格退職年金制度が創設された。

その後、昭和41年に、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させることにより、厚生年金保険と企業年金との調整を図る厚生年金基金制度が創設された。

このような経過から、厚生年金基金は、かつて、「調整年金」とも呼ばれ、我が国独特の労使慣行たる退職一時金と密接不可分の関係にある。

(資料1)厚生年金保険法の改正問題に対する意見(昭和34年2月日本経営団体者連盟社会保障委員会)

### 二 企業の退職金制度との関連について

(前略)企業の退職金制度については、その性格や意義が社会保険と異なるとはいえ、我が国特有の本制度が使用者の負担において事実上存在し、厚生年金と競合する関係におかれていることは否定できない。したがって、厚生年金制度と退職金制度とは、それぞれが関連なく別々の方向に進めば進むほど両者の競合及至矛盾を激化することとなり、到底その負担に耐えうところではない。

したがって、両者の関係を抜本的に調整合理化することがない限り、一方的に厚生年金のみを拡充する行き方は、極めて非現実的、独善的な考え方であって賛成しがたい。

(資料2)昭和37年度税制改正要綱案

企業がその従業員の退職年金の原資にあてるため、外部の一定の要件に該当する退職年金基金に対し、一定の要件に該当する掛金を拠出したときは、その拠出の際に企業の損金に算入するとともに、これに対する所得税の課税を年金受給のときまで繰り延べる措置を講ずる。

この措置に伴い、この運用収益の収益部分及び企業拠出分について所得税課税の延期に見合う遅延利息に相応する税率(おおむね千分の十二)による特別の法人税の課税を行う。

## 1 調整の方法

(1) 企業年金と厚生年金との調整というのは、一定の要件を備えた企業年金(退職年金)が設けられた場合に、厚生年金の給付のうち、その機能の類似する老齢年金の適用を当該企業について除外するか、或いは、当該企業年金に老齢年金の支給を肩代わりさせ代行を認めるか等の方法で、両者の間の機能の競合、したがって、負担の重複を避けようとするものである。

なお、厚生年金の給付のうち、定額部分は所得再分配機能を有する基本的給付であるから調整の対象とすることはできないので、結局調整の対象は「老齢年金の報酬比例部分」に限られることとなる。

(2) 調整の方法として、企業年金に関する法律を制定し、厚生年金の給付を差引支給するような方法(相殺方式)も考えられるが、これは企業年金の額を法律で規制することとなるので、立法化は困難であり、結局調整の方法としては「適用除外方式」か「代行方式」ということになる。

(3) 調整を行うかどうかはあくまで企業の任意であって、法律で強制することができないことはいうまでもない。また調整を行うことと退職金をどのように合理化するかということはいくまで別問題で直接関連するものではない。もっとも、企業年金を作る際に退職金の合理化が行われる例が起ころうが、退職金の合理化は労使の話し合いで決めるべきものであって、これを法律で規制することはできない。結局調整というのは、民間企業において設立された企業年金が法律で定める一定の要件をそなえる場合に老齢年金の報酬比例部分の肩代わりを認めるという制度上の仕掛けを設けるにすぎないということになる。

## 確定拠出年金及び確定給付企業年金の性格

確定拠出年金及び確定給付企業年金については、いずれも国民の高齢期における所得の確保に係る自助努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

(資料) 確定拠出年金法及び確定給付企業年金法の目的規定

### 確定拠出年金

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けられることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 確定給付企業年金

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

# 企業年金に対する税制

---

## 企業年金に対する現行の税制

公的年金については、拠出時は企業拠出は損金算入、本人負担は社会保険料控除を適用し非課税、運用時も非課税とし、給付時に課税(ただし、公的年金等控除を適用)する考え方となっており、厚生年金基金は公的年金に準じた取扱いとなっている。

また、平成5年には、厚生年金基金の設立が困難な中小企業を対象として、適格退職年金のうち、給付の内容が厚生年金基金に準ずるものについて、厚生年金基金の代替・補完的機能を有するものとして厚生年金基金との均衡を図る観点から、厚生年金基金に準じた税制上の優遇措置を講ずる「特例適格退職年金制度」が導入された。

他方、他の企業年金については、拠出時において企業の経費(損金算入)とする一方、直ちに従業員に対する給与所得として課税する方式も考えられるが、拠出時においては、従業員にとっては、年金の受給権は発生しておらず、このような状況下で課税することは適当でないとの判断の下、所得税の課税を受給が確定するまで繰り延べることとしているものである。

(資料)厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、適格退職年金及び特例適格退職年金に係る税制の概要

	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	適格退職年金	特例適格退職年金
基本的考え方	給付時課税が原則 老後の所得保障のため税制優遇	拠出時に給与所得として課税すべきとの原則に立ちつつ、給付時まで所得税を課税繰延べ 老後の所得保障のため税制優遇	拠出時に給与所得として課税すべきとの原則に立ちつつ、給付時まで所得税を課税繰延べ 老後の所得保障のため税制優遇	拠出時に給与所得として課税すべきとの原則に立ちつつ、給付時まで所得税を課税繰延べ 老後の所得保障のため税制優遇	給付時課税が原則 老後の所得保障のため税制優遇
拠出時	非課税	非課税(繰延べ)	非課税(繰延べ)	非課税(繰延べ)	非課税
運用時	望ましい水準まで非課税	課税(繰延べ利子相当)	課税(繰延べ利子相当)	課税(繰延べ利子相当)	望ましい水準まで非課税
給付時	<p>【年金】 公的年金等控除 (最低控除額) 65歳以上;120万円</p> <p>【選択一時金】 退職所得控除 ・勤続20年以下: 40万円×勤続年数 ・勤続20年超: 800万円+70万円×(勤続年数-20年)</p>				

# 特別法人税の課税の基本的考え方

(1)で述べたように、本来、拠出時に給与所得として課税すべきところ、これを繰り延べると、企業拠出部分及びその運用益部分については、非課税の「たまり」ができることとなる。

この非課税となっている企業拠出部分及び運用益部分について、他の投資形態に対する課税とのバランス及び社内における退職給与引当金に係る課税とのバランス等に着目し、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利益相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するのが、導入当時の特別法人税課税の考え方である。

## (資料)特別法人税の沿革

昭和37年:特別法人税導入(適格退職年金制度の創設)(税率(国税)1.2%)

昭和41年:厚生年金基金制度の創設に伴い、国家公務員共済組合の長期給付の水準を超える部分について課税

昭和43年:税率改定(税率(国税)1%)

昭和63年:課税水準を「国家公務員共済組合の長期給付の水準」から「望ましい水準」に変更

平成5年:特例適格退職年金制度の創設

平成11年:2年間課税凍結

平成12年:新退職給付会計基準の導入

平成13年:課税凍結の2年間延長

平成15年:課税凍結の2年間延長

平成17年:課税凍結の3年間延長

## 特別法人税の税率の設定の考え方

特別法人税の税率については、繰り延べによる利益、すなわち遅延利子に相当するものとして、従業員の給与所得に対する平均上積税率、住民税の負担率に対し、日歩2銭の利子税率を基礎とした税率が設定されている。

この場合、給与所得に対する上積税率とは、年金掛金の事業主負担分を給与所得として従業員の通常の給与に上乗せして課税することとした場合の平均的な適用税率のことであり、利子税率とは税金の延納等の場合に、通常の国税に合わせて納付しなければならないものである。

(資料) 特別法人税の税率の計算式(国税)

	給与所得者の 所得税の 平均上積税率	住民税率		日歩2銭の 利子税率		法人住民税と 法人税の割合	
【現行】	( 12% + 5% )		×	7%	×	1 / 1.173	1.0%
【創設時】	( 15.4% × 1.28 )		×	7%	×	1 / 1.135	1.2%

利子税率については、原則7.3%であるが、平成12年1月1日以後の期間に対応する利子税率は、(公定歩合+4.0%)の特例が認められている。  
なお、平成19年の利子税率に適用される公定歩合は0.4%(平成18年11月末の公定歩合)。

# 拠出時課税原則及び給付時課税原則のイメージ図

現行(拠出時課税原則)



給付時課税原則に変更した場合



(参考) 公的年金、厚生年金基金、特例適格退職年金の場合



## 平成15年度、平成17年度与党税制改正大綱(年金課税部分)

### 【平成15年度税制改正大綱】

#### (検討事項)

年金課税については、少子・高齢化が進展する中で、老後を保障する公的年金と私的資産形成を総合的に勘案し、各種年金制度間のバランス、退職金課税や給与課税とのバランス、世代間・世代内の公平確保等に留意して、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を抜本的に見直す。

### 【平成17年度税制改正大綱】

#### (検討事項)

年金課税については、少子・高齢化が進展する中で、公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と私的資産形成の状況、退職金課税や給与課税とのバランス、世代間・世代内の公平確保等に留意して、特別法人税のあり方を含め、拠出・運用・給付を通ずる負担の適正化に向けた抜本的な検討を行う。

## (5) 特別法人税の凍結

特別法人税については、平成11年度から、超低金利の状況、企業年金の財政状況、退職年金等に係る新しい会計基準の設定等を踏まえ凍結されているが、平成19年度末に凍結期限を迎えることとなる。

(資料)平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度与党税制改正大綱

### 【平成11年度税制改正大綱】

現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況、退職年金等に係る新しい会計基準の設定等を踏まえ、2年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税(特別法人税)の適用を停止する。

### 【平成13年度税制改正大綱】

現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)、法人住民税の課税停止措置を2年延長する。

### 【平成15年度税制改正大綱】

退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)の課税停止措置を2年延長する。

### 【平成17年度税制改正大綱】

退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)の課税停止措置を3年延長する。

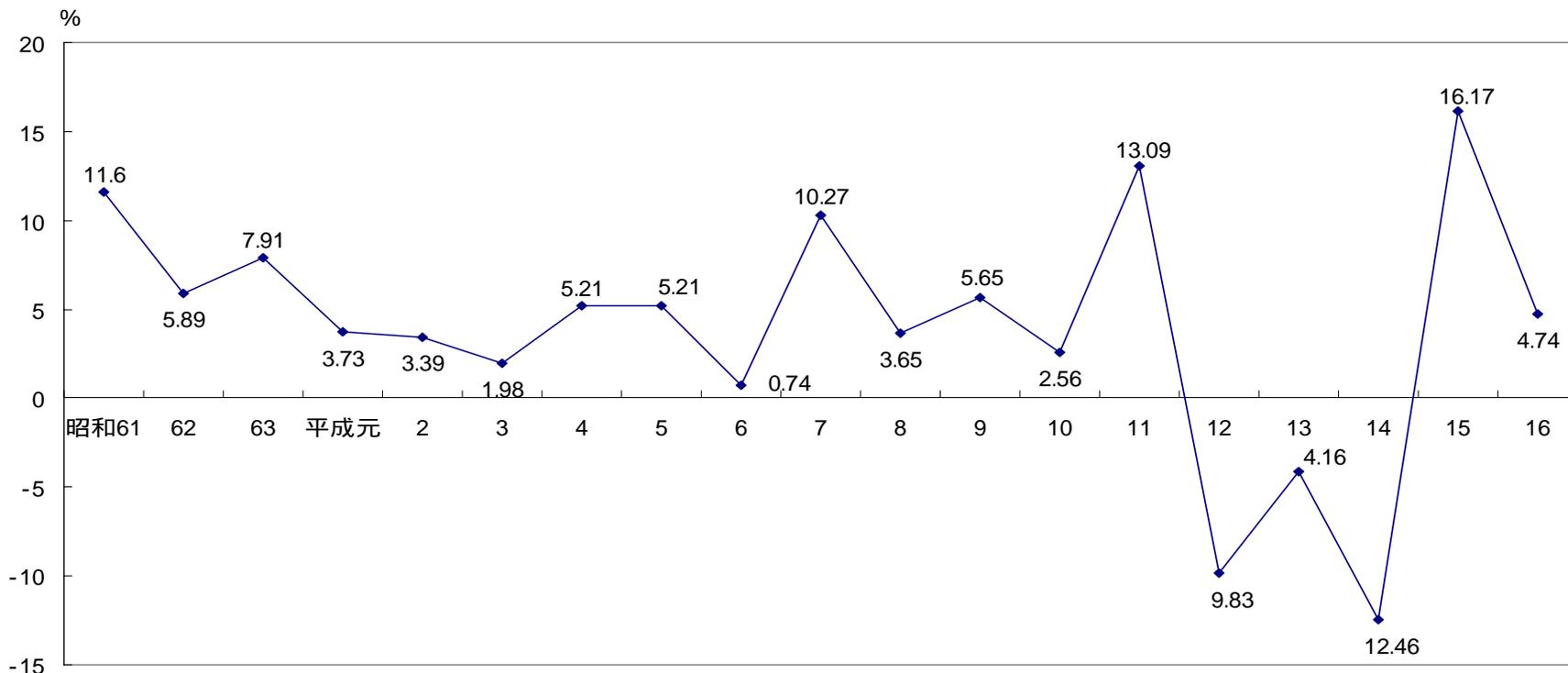
(資料)過去の金利水準

	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
長期国債 (10年)(%)	2.364	1.518	1.732	1.710	1.293	1.278	0.988	1.498	1.361	1.751
コール レート(%)	0.47	0.32	0.05	0.20	0.002	0.002	0.001	0.002	0.004	0.275

【長期国債：年平均、コールレート：年末時点】

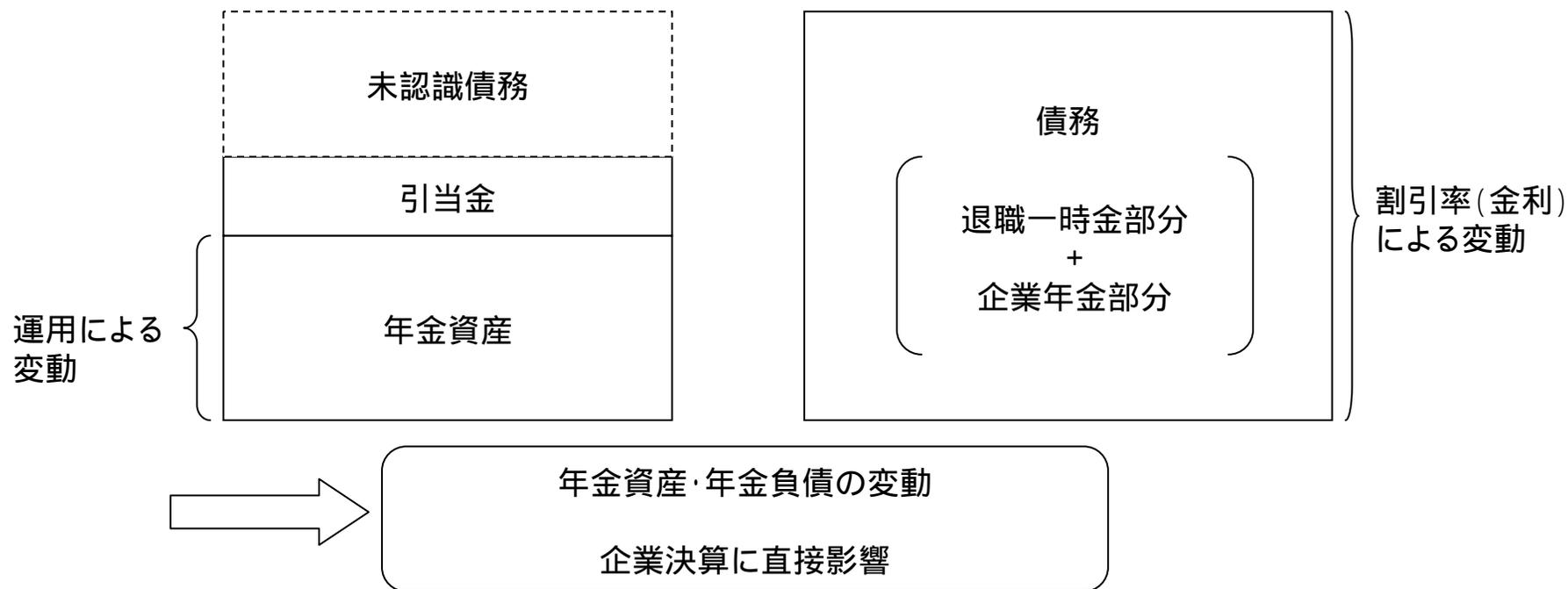
【財務省・日本銀行HPより】

(資料)企業年金の財政状況(厚生年金基金の修正総合利回りの推移)



【企業年金連合会「資産運用実態調査」より】

(資料)退職給付会計の概要



(注)未認識債務とは、退職給付債務のうち、年金資産や退職給付引当金による手当てがまだなされていない部分

# 確定拠出年金

---